

随意契約理由書

工事名称 : 堺泉北港 堺3区 堺10・14号上屋気密扉補修工事

大浜埠頭の特種上屋（堺10・14号）においては、輸入青果物等に対し植物防疫法に基づき燻蒸処理を行っています。

燻蒸処理には猛毒であるシアンガスを使用しており、万が一、上屋外部にシアンガスが漏洩した場合は人的被害が発生するため、上屋の出入口は気密扉により気密性を確保する構造となっております。

先般、当該設備の点検整備業務の受注者である関西機設株式会社から、気密部分の劣化によりガス漏洩の危険性が高まっているとの報告がありました。使用者である堺泉北埠頭株式会社からも補修要望があがっており、確認したところ、現状のまま放置することは不可能な状態であり、燻蒸倉庫としての機能維持ならびに災害防除のためには看過できない状況であることが判明したため、補修を行うものであります。

補修の実施にあたっては、機器の詳細な構造を把握し、過去の補修履歴等の維持管理に係る知識及び技術を有していることが必要であることから、当該気密扉を設計、製作、据付し、また、同機器の維持管理に携わってきた関西機設株式会社以外に本工事を遂行できるものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、関西機設株式会社でなければ施工できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。